

決 議

今、我が国が直面している少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたる成長力を確保することは、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題である。

国では、人口減少、高齢化人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算して諸課題に対応する地方行政体制のあり方等について、第 32 次地方制度調査会へ諮問し審議が進められている。現時点では、地方行政体制のあり方等について具体的な提言がされていないが、我々地方の立場から課題解決の方策が検討されるべきであり、多様な町村の存在と町村の自主的判断は何よりも尊重されなければならない。

我々町村は、かねてより地域の実情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んでおり、その後の地方創生の中で、地方版総合戦略に基づく具体的な事業展開を推進し、全力でこの課題解決に取り組んで来た。

地方創生は、息の長い政策であり、町村が策定した総合戦略を長期的視点において実施し、その成果を達成するためには、国と地方が緊密に連携・協力し総力を上げて取り組む必要があり、国においては、我々町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援し、真に実効性の伴った政策を積極的に実施すべきである。

地方創生の中長期的展望である「人口減少問題の克服」及び「成長力の確保」を目指し、活力ある農山村地域を取り戻して、次世代に引き継ぎ、日本の将来に対して町村長としての責務を果たすため、下記のとおり決議する。

記

- 1 第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて、地方創生推進交付金等の財政支援を確実に実施するとともに、町村における新たな発想や創意工夫を活かした地方創生の推進に資する事業に対し、ハード・ソフトなどを問わず地域の実情に応じて柔軟に活用できる支援制度として措置すること。
- 2 まち・ひと・しごと創生関連事業費について、引き続き十分な額を確保するとともに、町村が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生関連事業費とは別に、その町村の財政規模に配慮した地方財政措置を確実に講じること。
- 3 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置を創設すること。
- 4 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税の総額を確保するとともに、財源不足の解消は地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債の制度は廃止すること。

- 5 地域づくり人材の確保とその活躍の推進や次代を担う子ども等の農山村への理解を促進するため、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」及び「青少年自然体験活動等の推進に関する法律」を早期に成立させ、地域社会の維持及び地域経済の活性化等のための支援措置を創設すること。

以上決議する。

令和元年 5 月 21 日

長野県町村会臨時総会